

市営墓地をご利用の 皆さんへのお願い



▲市ホームページ

【問合わせ】環境課 ☎21-4001

マナーを守ってみなさんが気持ちよく墓地を利用できるよう、以下のご協力をお願いします。

ご自身の区画の 定期的な確認・管理をお願いします



お盆には、多くの人がお墓参りに出かけます。市営墓地を利用されている方は区画の除草等をお願いします。また、刈り取った草等は、墓地内ごみ集積所に捨ててください。



▲雑草だらけの区画

※周りの方に迷惑をかけないように、定期的な除草をお願いします。

次の場合は、環境課での手続きが必要です

- ◆ お墓に納骨するとき
- ◆ 使用者が亡くなられたとき
- ◆ 遺骨を移動させるとき
- ◆ 使用者を変更するとき
- ◆ 使用者の住所や氏名が変わったとき
- ◆ お墓を設置するとき
- ◆ お墓を返還するとき

※手続きにあたり、本籍地記載の住民票等の書類が必要となる場合があります。
ご不明な点などがありましたら、環境課までお問合わせください。

次の方は、至急環境課で手続きしてください

- ◆ 使用者が既に亡くなっている区画を管理されている方
- ◆ 使用者の住所が変わった方

令和4年4月から不燃ごみの回収は行っていません

墓地内ごみ集積所のごみの回収は、花がらおよびその包紙等や、除草後の草等の可燃ごみのみとしています。空缶・ペットボトル・骨壺等の不燃ごみや、木柱などは、お持ち帰りください。

令和6年4月から墓地管理料を徴収します

令和6年4月から市営墓地のすべての使用者から年間の管理料をいただくことが決定しました。
詳細は、令和5年6月に墓地使用者として登録されている方に個別にお手紙を郵送してお知らせしています。
届いていない方については、名義人として登録されていない、名義変更(承継)や住所変更の手続きがされていないなどの可能性がありますので、環境課までお問合わせください。

※令和4年3月28日から、環境課はリサイクルセンター(旧クリーンセンター)事務所へ移転しました。